

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること ※所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
 - ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるものであること

＜対象資格・訓練＞

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和5年度総支給件数】8,589件（全ての修学年次を合計）

【令和5年度資格取得者数】2,988人（看護師 945人、准看護師 686人、保育士 245人、美容師 160人など）

【令和5年度就職者数】2,105人（看護師 812人、准看護師 359人、保育士 191人、美容師 108人など）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	755か所 (96.8%)	884か所 (97.2%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で福祉事務所を設置している2自治体を含む（島根県、広島県）。